

逗子文化プラザ市民交流センター条例をここに公布する。

平成26年 6 月26日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第18号

### 逗子文化プラザ市民交流センター条例

逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成18年逗子市条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、逗子文化プラザ市民交流センター（以下「交流センター」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
逗子文化プラザ市民交流センター	逗子市逗子4丁目2番11号

（施設の構成及び目的）

第3条 交流センターの施設は、次の各号に掲げるものとし、その目的はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動スペース 市民が自主的な公益活動のために活用するもの
- (2) 生涯学習スペース 市民が研究会、講座、学習活動等のために活用するもの
- (3) フェスティバルパーク 市民の憩いの場及び市民が相互に交流するための催物を開催する場として活用するもの
- (4) 屋内温水プール 市民がスポーツ活動及び健康の増進のために活用するもの

（施設の管理運営）

第4条 交流センターは、前条に定める施設の相互の連携を図ることにより、総合的かつ有機的に運営されなければならない。

(館長等)

第5条 交流センターに館長その他必要な者を置く。

(指定管理者による管理)

第6条 交流センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に規定する施設の目的を達成するために必要な業務
- (2) 交流センターの維持管理に関する業務
- (3) 交流センターの施設及び設備の使用の許可等に関する業務
- (4) その他交流センターの運営に関して市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者を公募する時間的余裕がないことが明らかであるとき。
- (2) 公募の方法によらないことについて合理的な理由があるとき。
- (3) 市の施策、方針等が反映しやすく、事業及び運営方針の継続性を確保できる法人その他の団体を指定するとき。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が公示する期日までに事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、交流センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた者を指定管理者の候補として選定し、議会の承認を得て指定するものとする。

4 市長は、前項の指定管理者の候補を選定するに際しては、第12条に規定する逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第10条 市長は、指定期間に関する事項その他規則に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況その他規則に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その指定を取り消された日から30日以内に、当該年度の当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会)

第12条 交流センターの指定管理者の候補を選定するため、逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に必要な事項は、規則で別に定める。

(指定の取消し)

第13条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 第7条各号に掲げる管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 交流センターの設置目的を効果的に達成できないと認めるとき。

(3) 関係法令、条例等の規定を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者に交流センターの管理を継続させることが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部（交流センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に交流センターの管

理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額を上限として、市長が定める使用料を徴収する。

- 4 前項の場合にあつては、第7条、第15条から第22条まで、第24条及び第26条第1項（第16条第2項を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条から第18条まで（第16条第2項を除く。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（開館時間及び休館日）

第14条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

- 2 交流センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月第1及び第3火曜日

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- 3 前項第1号の休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、同号の休館日をその翌日以後の最初の平日に繰り下げるものとする。

（使用許可及び制限）

第15条 生涯学習スペースの会議室及び展示コーナー（以下「会議室等」と総称する。）、屋内温水プール並びに市民活動スペースのロッカーを使用しようとする者及び市民交流を目的とする地域の催物その他これに類する行為（以下「地域の催物等の行為」という。）のためにフェスティバルパークを使用しようとする者は、指定管理者に申請して使用の許可を受けなければならない。なお、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 地域の催物等の行為のために使用するフェスティバルパークの使用に係る許可は、前条に規定する休館日を除く逗子市立逗子小学校の休業日に限るものとし、1週間に4日を限度とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すこと

ができる。

4 指定管理者は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則（以下「規則」という。）の規定に違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 交流センターの施設及び設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

（利用料金）

第16条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。ただし、設備利用料金は規則で定めるものとする。

3 前項の利用料金は、原則として前納とする。ただし、使用当日の設備の追加及び時間の超過に係る利用料金については、当該使用が終了した後、速やかに精算し、支払わなければならない。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（特別行為等の許可）

第19条 使用者は、交流センターにおいて特別な設備を設置し、若しくは装飾を施し、又は物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為をしようとするときは、あら

かじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 フェスティバルパークの利用者は、当該施設に入場する者の利用を制限しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第20条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第15条第4項各号の規定に該当するとき。
- (3) 第23条の規定に違反したとき。
- (4) 規則で定める遵守事項に違反し、又は指示に従わなかったとき。

第21条 指定管理者は、災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させることができる。

第22条 指定管理者は、前2条の規定による許可の取消し等により生じた損害について、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入場の制限)

第24条 指定管理者は、交流センターに入場する者(以下「入場者」という。)が第15条第4項各号のいずれかに該当するとき又は規則で定める遵守事項に違反したと認めるときは、その入場者に対し入場を禁じ、又は退場を命じることができる。

(原状回復)

第25条 入場者は、交流センターの施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第20条の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 入場者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を入場者から徴収する。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて交流センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしないこととなった交流センターの施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得な

い理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第26条 故意又は重大な過失により交流センターの施設、設備、資料等を破損又は滅失せしめた者は、指定管理者の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する交流センターの施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理等について必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、改正前の逗子文化プラザ市民交流センター条例の規定により行われた許可その他の行為は、改正後の逗子文化プラザ市民交流センター条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。

別表（第16条関係）

施設利用料金の上限額

(1) 会議室等基本利用料金

使用単位 (時間) 施設区分	午前	午後A	午後B	夜間	昼間	全日
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
第1会議室	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第2会議室	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第3会議室	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第4会議室	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第5会議室	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第6会議室 (和室)	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000
第2・3会議室	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000
展示コーナー (1階)						1,000
展示コーナー (2階)						1,000

(2) フェスティバルパーク内行為に係る基本利用料金

使用の目的（行為の種類）	使用面積	1日当たりの利用料金
地域の催物その他これらに類する 行為	350平方メートル未満	2,100円
	350平方メートル以上	4,200円

(3) 屋内温水プール基本利用料金

ア 専用使用利用料金

使用単位 (時間) 施設区分	午前	午後	夜間
	午前10時から正午まで 1コースにつき	午後1時から午後3時 まで1コースにつき	午後6時から午後8 時まで1コースにつ き
屋内温水プール	9,000円	9,000円	9,000円

イ 共同使用利用料金



施設区分	使用区分			1回	回数券（11回）
屋内温水プール	大人	市内	65歳未満	300円	3,000円
			65歳以上	250円	2,500円
		市外		600円	6,000円
	小人	市内		200円	2,000円
		市外		400円	4,000円

#### 備考

- 1 「専用使用」とは登録した団体が屋内温水プールの一部又は全部を専用で使用する場合を、「共同使用」とは個人が屋内温水プールを使用する場合をいう。
- 2 「大人」とは小・中学生及び小学生未満の者以外の者を、「小人」とは小・中学生をいい、小学生未満の者は無料とする。
- 3 「市内」とは逗子市内に在住、在勤又は在学する者を、「市外」とは「市内」以外の者をいう。
- 4 この表及び備考に定めのない使用単位により施設を使用する場合の利用料金は、この表及び備考に定める利用料金の額との均衡を考慮して定める。

#### (4) 加算利用料金

- ア 会議室等の使用に際し、入場料等を徴収する場合の利用料金は、それぞれの基本利用料金に2を乗じて得た額とする。
- イ 会議室等の使用に際し、商業利用する場合の利用料金は、それぞれの基本利用料金に3を乗じて得た額とする。
- ウ フェスティバルパークの使用に際し、当該施設に入場する者の使用を制限する場合の利用料金は、それぞれの基本利用料金の使用面積に応じ、2を乗じて得た額とする。

#### (5) 超過利用料金

使用者が使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、その超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、基本利用料金（加算利用料金の適用を受けるときは、その規定により算出した額）の1時間相当額を1.3倍した額とする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、午前9時以前及び午後9時以降の使用は認めない。